

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールでは、国土交通省の貸切バスに関する情報を会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

国交省情報（H29.3.31 第395号の要約）

外国人旅行者向け臨時営業区域の認可期間延長

特例により平成29年3月末まで外国人旅行者向けの営業区域の臨時拡大が認められていましたが、その認可期間が平成30年3月末までに延長されました。

認可には以下の条件があります。

1. セーフティバスの認定を受けていること
2. 法令遵守の点で問題が無い事業者であること

臨時営業区域は営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域と、営業所が所在する県に隣接する県です。

詳細

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000265.html

リフト付き貸切バスの臨時営業区域拡大

リフト付き貸切バスを所有している事業者は、車いす・ストレッチャー利用者を含む団体向けに、外国人旅行者向けと同じく臨時の営業区域拡大が認められるようになりました。

詳細

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000266.html

予防整備のガイドラインができました

道路運送車両法で日常点検整備、定期点検整備の実施が定められていますが、
加えて、予防整備の実施が旅客自動車運送事業運輸規則で義務付けられています。

予防整備では、自動車の走行距離や部品交換の経過時間といった使用条件を考慮し作成した基準に基づいて点検整備を行います。

予防整備の基準を設定するためのサイクル表や整備実施記録簿の作成方法についてガイドラインが作成されました。

詳細

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000155.html